

○総務省令第八十三号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月六日

総務大臣 鈴木 淳司

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(設置の許可の申請書の様式及び添付書類)</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 令第六条第二項の製造所等の位置、構造及び設備に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、第二十五条の四第一項各号及び第二十七条の三第三項各号（第二十七条の五第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる用途に供する建築物及び附属設備を含む。）の構造</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(変更の許可の申請書の様式及び添付書類)</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 令第七条第二項の製造所等の位置、構造又は設備の変更の内容に関する図面は、次の事項を記載した図面とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、第二十五条の四第一項各号及び第二十七条の三第三項各号（第二十七条の五第一項においてその例による場合を含む。）に掲げる用途に供する建築物及び附属設備を含む。）のうち、変更に係るものの構造</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(仮使用の承認の申請)</p> <p>第五条の二 法第十一条第五項ただし書の製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、別記様式第七の申請書に変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類を添えて同条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下「市町村長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>〔屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物〕</p> <p>第十六条の二の七 令第十条第六項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物とする。</p> <p>〔蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例〕</p> <p>第十六条の二の八 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。</p>	<p>(設置の許可の申請書の様式及び添付書類)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物及び附属設備を含む。）の構造</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(変更の許可の申請書の様式及び添付書類)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備（給油取扱所にあつては、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物及び附属設備を含む。）のうち、変更に係るものの構造</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(仮使用の承認の申請)</p> <p>第五条の二 法第十一条第五項ただし書の製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、別記様式第七の申請書に変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>
<p>2 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項</p>	<p>〔新設〕</p>

第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。

一 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを十二メートル未満とすること。

二 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはり等を耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

三 貯蔵倉庫の二階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

四 前条に規定する危険物を用いた蓄電池（以下次号及び第三十五条の二第三項第一号において単に「蓄電池」という。）の充電率は、六十パーセント以下とすること。

五 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包するほか、次のいずれかの方法とすること。

イ 次に定める基準により架台を用いて貯蔵する方法

(1) 架台は水平遮へい板（架台の内部を水平方向に遮へいする板をいう。）及び天板を設置しないものとする。

(2) 架台の段数は、三以下とすること。

(3) 床面から架台の最上段に貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、四・五メートル以下とする。

ロ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを二段以上に積み重ねて用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。）

(1) パレットを積み重ねる段数は、三以下とすること。

(2) パレットを積み重ねる高さは、四・五メートル以下とすること。

ハ 次に定める基準により蓄電池を載せたパレットを用いて貯蔵する方法（パレットを一段で用いる場合に限る。）（イに該当する場合を除く。）

(1) 一のパレットにおける蓄電池の容量の合計は、五十キロワット時以下とすること。

(2) パレットは、床面積二十平方メートル以下ごとに区分するとともに、各区分の間は一・四メートル以上の間隔を保つこと。

(3) 床面から貯蔵する蓄電池の上端までの高さは、一・五メートル以下とすること。

六 消火設備は、第三十五条の二第三項に定めるところにより設けること。

（蓄電池により貯蔵される危険物の指定数量の倍数が二十以下の屋内貯蔵所の特例）

第十六条の二の九 蓄電池により貯蔵される第十六条の二の七に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第三項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の屋内貯蔵所のうち、前条第二項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第三項においてその例による同条第一項第十一号及び第十二号から第十五号まで並びに同条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

（蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例）

第十六条の二の十 蓄電池により貯蔵される第十六条の二の七に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第四項に掲げる基準の特例は、こ

〔新設〕

〔新設〕

の条の定めるところによる。

2] 前項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の三第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十六条の二の八第二項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第一号、第二号、第四号から第八号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。

(蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の二の十一 蓄電池により貯蔵される第十六条の二の七に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第五項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2] 前項の屋内貯蔵所のうち、第十六条の二の四第二項各号及び第十六条の二の八第二項各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十条第一項第一号、第二号、第四号から第九号まで、第十一号及び第十二号から第十五号までの規定は、適用しない。

(指定過酸化化物)

第十六条の三 令第十条第七項の有機過酸化化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第五類の危険物のうち有機過酸化化物又はこれを含有するものであつて、第一種自己反応性物質の性状を有するもの(以下「指定過酸化化物」という。)とする。

(指定過酸化化物の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の四 指定過酸化化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第七項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

[2・6 略]

(屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物)

第十六条の五 令第十条第七項のアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物は、アルキルアルミニウム等及びヒドロキシルアミン等とする。

(アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の六 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第七項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

[2・3 略]

(ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の七 ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第七項の規定による同条第一項、第三項及び第四項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。

(固定給油設備等の構造)

第二十五条の二 令第十七条第一項第十号(令第十四条第九号及び令第十七条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める構造は、次のとおりとする。

[一] 略]

二 ホース機器の構造は、次のとおりとすること。

[イ〜ニ 略]

ホ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設備

[新設]

(指定過酸化化物)

第十六条の三 令第十条第六項の有機過酸化化物及びこれを含有するもののうち総務省令で定める危険物は、第五類の危険物のうち有機過酸化化物又はこれを含有するものであつて、第一種自己反応性物質の性状を有するもの(以下「指定過酸化化物」という。)とする。

(指定過酸化化物の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の四 指定過酸化化物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

[2・6 同上]

(屋内貯蔵所の特例を定めることができる危険物)

第十六条の五 令第十条第六項のアルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物は、アルキルアルミニウム等及びヒドロキシルアミン等とする。

(アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の六 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項から第四項までに掲げる基準を超える特例は、この条の定めるところによる。

[2・3 同上]

(ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の特例)

第十六条の七 ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第十条第六項の規定による同条第一項、第三項及び第四項に掲げる基準を超える特例は、ヒドロキシルアミン等の温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとする。

(固定給油設備等の構造)

第二十五条の二 [同上]

[一] 同上]

二 [同上]

[イ〜ニ 同上]

ホ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器に

備のホース機器には、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。

へ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設備のホース機器の給油ホース等のうち、その先端における吐出量が毎分六十リットルを超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとする。注油ホースにあつては当該タンクに専用に注入するものとする。

〔ト 略〕

㊦ 固定給油設備の給油ノズルで、容器への詰替えの用に供するものは、容器が満量となつたときにガソリンの注入を自動的に停止する構造のものとする。

〔三〇五 略〕

〔給油取扱所の建築物〕

第二十五条の四 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

〔一 略〕

〔二 略〕

〔削る〕

〔三〇五 略〕

六 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一（一）項、（三）項、（四）項、（八）項、（十）項から（十三）項イまで、（十四）項及び（十五）項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

2 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める部分は、前項第二号、第三号及び第六号の用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが入りするものを除く。）とし、令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める面積は、三百平方メートルとする。

〔三〇五 略〕

（給油取扱所の附属設備）

第二十五条の五 令第十七条第一項第二十二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号。以下「対象火気省令」という。）第三条第二十二号に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の設備の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次の各号のとおりとする。

〔一〇三 略〕

四 尿素水溶液供給機

イ 位置は、給油に支障がない場所であること。

ロ 給油空地内に設置する場合は、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。

は、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。

へ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器の注油ホースのうち、その先端における吐出量が毎分六十リットルを超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとし、当該タンクへ専用に注入するものとする。

〔ト 同上〕

〔新設〕

〔三〇五 同上〕

（給油取扱所の建築物）

第二十五条の四 〔同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

〔三〇五 同上〕

〔新設〕

2 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める部分は、前項第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが入りするものを除く。）とし、令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める面積は、三百平方メートルとする。

〔三〇五 同上〕

（給油取扱所の附属設備）

第二十五条の五 令第十七条第一項第二十二号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器とする。

〔2 同上〕

〔一〇三 同上〕

〔新設〕

五 急速充電設備

イ 位置は、給油に支障がない場所であつて、次に掲げる場所であること。

(1) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所であること。

(2) 第二十八条の二の四に規定する給油取扱所にあつては、制御車から全ての急速充電設備における使用状況を直接視認できる場所であること。ただし、第二十八条の二の五第六号イただし書の規定により制御車を設けた場合にあつては、この限りでない。

ロ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ハ 急速充電設備の電気回路を電源から遮断する装置を、危険物の流出その他の事故が発生した場合に容易に操作できる場所に設けること。ただし、危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けた急速充電設備については、当該装置を設けないことができる。

ニ 対象火気省令第十条第十三号、第十二条第十号、第十四条第七号並びに第十六条第九号(これを除く。)及び第十一号の規定の例によること。

〔3 略〕

(上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置)

第二十五条の十 令第十七条第二項第十一号の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 前号の屋根又はひさしの先端は、上階の開口部(次に掲げる開口部を除く。)までの間に、七メートルから当該屋根又はひさしの上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。

〔イ 略〕

ロ 延焼防止上有効な措置を講じた開口部(消防法施行令別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分に設けるものに限る。)

(圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の三 〔略〕

〔2 略〕

3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務その他の業務のため、次の措置を講ずるものとする。この場合において、次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第二号、第三号及び第六号の用途に供する床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。)の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

〔一 略〕

〔二 略〕

〔削る〕

〔三〕五 略

六 消防法施行令別表第一(一)項、(三)項、(四)項、(八)項、(十一)項から(十三)項イまで、(十四)項及び(十五)

〔新設〕

〔3 同上〕

(上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置)

第二十五条の十 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 延焼防止上有効な措置を講じた開口部(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分に設けるものに限る。)

(圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の基準の特例)

第二十七条の三 〔同上〕

〔2 同上〕

3 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のため、次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けてはならない。この場合において、第一号の二から第三号までの用途に供する床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが出入するものを除く。)の床面積の合計は、三百平方メートルを超えてはならない。

〔一 同上〕

〔二 同上〕

給油、灯油若しくは軽油の詰替え、自動車等の点検・整備若しくは洗浄又は圧縮天然ガス等の充填のために給油取扱所に入出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

〔三〕五 同上

〔新設〕

項に掲げる防火対象物の用途（前各号に掲げるものを除く。）

〔4・5 略〕

6 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二号から第六号までに定めるところにより設けなければならない。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備並びに圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第一項第二十三号の圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六十一条第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六十一条第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

〔イ〕ハ 略

二 尿素水溶液供給機 第二十五条の五第二項第四号に定める基準

ホ 急速充電設備 第二十五条の五第二項第五号に定める基準

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

〔四〕六 略

〔7・8 略〕

（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の五 〔略〕

〔2〕4 略

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、第二十七条の三第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあるのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装置」とする。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機、急速充電設備及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第二十五号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）及び防火設備（同規則第六十一条第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止するための装置（同規則第七条の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止するための装置をいう。次項において同じ。）

〔4・5 同上〕

6 〔同上〕

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器並びに圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第二十三号の圧縮天然ガススタンドをいう。以下この項から第八項まで並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）又は液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号の液化石油ガススタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（一般高圧ガス保安規則第六十一条第三十九号の防火設備又は液化石油ガス保安規則第六十一条第三十一号の防火設備のうち防火設備をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次のとおりとすること。

〔イ〕ハ 同上

〔新設〕

〔新設〕

三 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に設ける自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

〔四〕六 同上

〔7・8 同上〕

（圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例）

第二十七条の五 〔同上〕

〔2〕4 同上

5 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、第一号に掲げるものとし、当該設備は、第二十七条の三第六項第二号、第三号及び第六号の規定の例によるほか、第二号及び第三号に定めるところにより設けなければならない。この場合において、同条第六項第三号中「圧縮天然ガス等」とあるのは「圧縮水素」と、同項第六号中「防火設備」とあるのは「第二十七条の五第五項第一号に規定する防火設備又は温度の上昇を防止するための装置」とする。

一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二十一条第二十五号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）及び防火設備（同規則第六十一条第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止するための装置（同規則第七条の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止するための装置をいう。次項において同じ。）

〔二・三 略〕

〔6・7 略〕

(自家用給油取扱所の基準の特例)

第二十八条 令第十七条第三項第六号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、専ら給油設備によつて給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等(以下この条において「所有者等の自動車等」という。)の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によつて給油取扱所の所有者等の自動車等に直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業を行う取扱所とする。

一 給油設備からガソリンを当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する容器(次号において「所有者等の容器」という。)に詰め替え、又は軽油を当該給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が所有し、管理し、若しくは占有する車両に固定された容量四リットル以下のタンク(容量二リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二リットル以下)に仕切つたものに限る。次号において「所有者等のタンク」という。)に注入する作業

二 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を当該給油取扱所の所有者等の容器に詰め替え、又は当該給油取扱所の所有者等のタンクに注入する作業

〔2・5 略〕

(特例を定めることができる一般取扱所)

第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〕八 略

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域(一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十八条において同じ。)は、百五十平方メートル以上(防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積)とすること。

〔三〕五 略

(蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例)

第三十五条の二 令第二十条第三項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

2 蓄電池により貯蔵される前項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に係る令第二十条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。

〔二・三 同上〕

〔6・7 同上〕

(自家用給油取扱所の基準の特例)

第二十八条 令第十七条第三項第六号の総務省令で定める自家用の給油取扱所は、給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔2・5 同上〕

(特例を定めることができる一般取扱所)

第二十八条の五十四 〔同上〕

〔一〕八 同上

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 〔同上〕

〔一 同上〕

二 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域(一の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この条及び第三十二条の五において同じ。)は、百五十平方メートル以上(防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満であるときは、当該床面積)とすること。

〔三〕五 同上

〔新設〕



3) 前項の屋内貯蔵所のうち、次の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように設けたものについては、令第二十條第一項各号及び第二項の規定は適用しない。

一 第二種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。） 第三十二條の三第一号、第二号及び第五号の規定によるほか、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

イ 第十六條の二の八第二項第五号イ又はロに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合次に掲げる基準

(1) 水源は、その水量がスプリンクラーヘッドの設置個数が最も多い放射区域における当該設置個数に三十三・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(2) いずれの放射区域であつても、それぞれの先端において、放水圧力が〇・二四メガパスカル以上で、かつ、放水量が五百六十リットル毎分以上の性能のものとする。

(3) 放射区域と同一の区域にある自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。

ロ 第十六條の二の八第二項第五号ハに規定する方法により、蓄電池を貯蔵する場合 イ(3)の規定の例によるほか、次に掲げる基準

(1) 水源は、その水量が最も広い放射区域の面積に一・〇五メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(2) いずれの放射区域であつても、当該放射区域内の放水密度が十七・五ミリメートル毎分以上となる性能のものとする。

二 第四種の消火設備 第三十二條の十の規定の例によること。

三 第五種の消火設備 第三十二條の十一の規定の例によること。

(危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外)

第三十八條の四 令第二十六條第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合

「イ」へ 略

二 第十六條の二の七に規定する危険物（第三十五條の二第三項第一号に掲げる基準により第二種のスプリンクラー設備が設置されている屋内貯蔵所において貯蔵するものに限る。）と危険物に該当しない物品（水又は当該危険物と危険な反応を起こさないものに限る。）

「二」略

(容器の積み重ね高さ)

第四十條の二 令第二十六條第一項第三号の二及び第十一号の二の総務省令で定める高さは、第十六条の二の八第二項第五号イ、ロ又はハの規定に基づき蓄電池により貯蔵される危険物を貯蔵する場合を除き、三メートル（第四種の危険物のうち第三石油類、第四石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合（機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。）にあつては四メートル、機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。）にあつては四メートル、機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合

「イ」へ 同上

「二」同上

(容器の積み重ね高さ)

第四十條の二 令第二十六條第一項第三号の二及び第十一号の二の総務省令で定める高さは、三メートル（第四種の危険物のうち第三石油類、第四石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合（機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。）にあつては四メートル、機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合にあつては六メートル）とする。

「イ」へ 同上

「新設」

「二」同上

(危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外)

第三十八條の四 「同上」

一 「同上」

「イ」へ 同上

「新設」

「二」同上

(容器の積み重ね高さ)

第四十條の二 令第二十六條第一項第三号の二及び第十一号の二の総務省令で定める高さは、三メートル（第四種の危険物のうち第三石油類、第四石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合（機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。）にあつては四メートル、機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合にあつては六メートル）とする。

「イ」へ 同上

「二」同上

にあつては六メートル)とする。

(専用タンクに危険物を注入するときの措置)

第四十条の三の二 令第二十七條第六項第一号ト(1)の総務省令で定める措置は、次の各号のとおりとする。

一 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとする。

二 専用タンクに接続する固定注油設備の注油ノズルは、容器が満量となつたときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとする。

三 専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、専用タンクに貯蔵されている危険物と異なる種類の危険物が誤つて注入されることを有効に防止することができる構造のものとする。ただし、当該専用タンクを設ける給油取扱所及び当該移動タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物がいずれも一種類であつて、かつ、同一である場合その他の保安上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

(給油するとき等の基準)

第四十条の三の四 令第二十七條第六項第一号リ(1)の総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

〔一・二 略〕

(可燃性の蒸気の回収措置)

第四十条の三の五 令第二十七條第六項第一号ルの規定により、移動貯蔵タンクから専用タンクに引火点が四十度未満の危険物を注入するときは、第二十五条の九第三号の設備を用いて、可燃性の蒸気を有効に回収しなければならない。

(物品等の販売等の基準)

第四十条の三の六 令第二十七條第六項第一号ワの総務省令で定める業務は、第二十五条の四第一項第六号に掲げる用途に係る業務とする。

2 令第二十七條第六項第一号ワの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。

〔一・二 略〕

3 令第二十七條第六項第一号ヲの総務省令で定める部分は、開口部に防火設備が設けられた壁等で区画された部分以外の部分とする。

(給油の業務が行われていないときの措置)

第四十条の三の六の二 令第二十七條第六項第一号カの総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口その他危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

二 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わないための措置を講ずること。

〔新設〕

第四十条の三の四 令第二十七條第六項第一号チの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(給油するとき等の基準)

第四十条の三の五 令第二十七條第六項第一号ヌの規定により、移動貯蔵タンクから専用タンクに引火点が四十度未満の危険物を注入するときは、第二十五条の九第三号の設備を用いて、可燃性の蒸気を有効に回収しなければならない。

(物品等の販売等の基準)

第四十条の三の六 令第二十七條第六項第一号ヲの総務省令で定める業務は、第二十五条の四第一項第二号に掲げる店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務とする。

2 令第二十七條第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。

〔一・二 同上〕

3 令第二十七條第六項第一号ヲの総務省令で定める部分は、開口部に防火設備が設けられた壁等で区画された部分以外の部分とする。

〔新設〕

第四十条の三の六の二 令第二十七條第六項第一号カの総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、第二十五条第二号に掲げるタンクの注入口その他危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

二 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わないための措置を講ずること。

<p>三 前二号に定めるもののほか、係員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。</p> <p>(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準)</p> <p>第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 顧客用固定給油設備以外の固定給油設備を使用して顧客自らによる給油を行わないこと。</p> <p>一の二 顧客用固定注油設備以外の固定注油設備を使用して顧客自らによる容器への詰替えを行わないこと。</p> <p>【二・三 略】</p> <p>(運転要員の確保)</p> <p>第四十七条の二 令第三十条の二第二号の総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送は、移送の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる移送とする。</p> <p>一 一の運転要員による連続運転時間(一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、四時間を超える移送</p> <p>【二 略】</p> <p>【2 略】</p> <p>(予防規程に定めなければならない事項)</p> <p>第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>【一〇八の三 略】</p> <p>八の四 第四十条の三の三の二各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置に關すること。</p> <p>八の五 第四十条の三の六の二各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に關する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置に關すること。</p> <p>八の六 【略】</p> <p>【九〇十四 略】</p> <p>【二〇七 略】</p>	<p>(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準)</p> <p>第四十条の三の十 【同上】</p> <p>一 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を使用して顧客自らによる給油又は容器への詰替えを行わないこと。</p> <p>【新設】</p> <p>【二・三 同上】</p> <p>(運転要員の確保)</p> <p>第四十七条の二 【同上】</p> <p>一 一の運転要員による連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、四時間を超える移送</p> <p>【二 同上】</p> <p>【2 同上】</p> <p>(予防規程に定めなければならない事項)</p> <p>第六十条の二 【同上】</p> <p>【一〇八の三 同上】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>八の四 【同上】</p> <p>【九〇十四 同上】</p> <p>【二〇七 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第二項第四号、第五条第二項第四号及び第五条の二の改正規定、第十六条の二の六の次に五条を加える改正規定、第十六条の三から第十六条の七まで、第二十五条の四第一項及び第二項、第二十五条の五第一項及び第二項、第二十五条の十第四号ロ、第二十七条の三第三項及び第六項、第二十七条の五第五項、第二十八条の五十四第九号並びに第三十二条の三第二号の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三十八条の四第一号への次にトを加える改正規定並びに第四十条の二の改正規定 公布の日の翌日

二 第四十七条の二第一項第一号の改正規定 令和六年四月一日

(給油取扱所の基準に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている給油取扱所の設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十五条の五第二項第四号又は第二十七条の三第六項第二号ニ(この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十七条の五第五項においてその例による場合を含む。)に定

める技術上の基準に適合しないものの位置、構造又は設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。